

平成 24年度
茨城県包括外部監査報告書

「出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び
出資団体との契約等に関する財務事務の執行について」

平成 25年 2月 27日

包括外部監査人 小林保弘

第 1	外部監査の概要	1
I	外部監査の種類	1
II	選定した特定の事件	1
III	監査対象期間	1
IV	特定の事件を選定した理由	1
V	外部監査の方法	2
VI	外部監査の実施時期	8
VII	外部監査の実施者	8
VIII	利害関係	8
第 2	茨城県及び出資団体の現状と出資団体改革の方向	9
I	出資団体が与える県財政への影響	9
II	出資団体の改革の方向	20
第 3	出資団体の管理体制	22
I	現在までの管理体制	22
II	所管課の管理指導體制	23
III	所管課一覧表	24
IV	出資団体指導・行政監察室	26
V	指定管理者制度に係る体制（人事課等）	29
第 4	全般的事項に関する指摘又は意見	30
I	出資団体の職員に対する待遇	30
II	出資団体における余剰資金（埋蔵金）等の検討	32
III	出資団体に対する貸付金の過少表示	34
IV	出捐比率算定の見直し	35
V	指定管理者制度における問題	35
VI	中長期経営計画における収支計画の不存在	37
VII	県派遣役職員・県退職者 駐在員の関与の状況	37
VIII	残高確認の手續と結果	40

第5	往査した出資団体	42
I	財団法人 茨城県開発公社	42
II	財団法人 いばらき文化振興財団	57
III	財団法人 茨城県環境保全事業団	67
IV	財団法人 茨城県看護教育財団	83
V	社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団	94
VI	茨城県信用保証協会	104
VII	公益財団法人 茨城県中小企業振興公社	112
VIII	公益社団法人 園芸いばらき振興協会	123
IX	株式会社 茨城県中央食肉公社	131
X	公益財団法人 茨城県農林振興公社	141
XI	茨城県漁業信用基金協会	156
XII	茨城県道路公社	163
XIII	株式会社 茨城ポートオーソリティ	172
XIV	茨城県土地開発公社	183
XV	公益財団法人 茨城県企業公社	201
XVI	公益財団法人 茨城県教育財団	211
XVII	公益財団法人 茨城県体育協会	225
第6	往査しなかった出資団体	238
I	鹿島臨海鉄道 株式会社	238
II	財団法人 グリーンふるさと振興機構	244
III	財団法人 茨城県科学技術振興財団	250
IV	公益財団法人 茨城県国際交流協会	257
V	公益財団法人 茨城県消防協会	264
VI	財団法人 いばらき腎バンク	271
VII	株式会社 ひたちなかテクノセンター	277
VIII	株式会社 いばらき森林サービス	283
IX	財団法人 茨城県栽培漁業協会	289
X	公益財団法人 那珂川沿岸土地改良基金協会	295

XI	財団法人 茨城県建設技術管理センター	301
XII	鹿島埠頭 株式会社	308
XIII	公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター	315
第7	分析資料	321
I	出資団体への質問書に対する回答分析一覧表	321
II	財務分析一覧表	327
III	監査結果項目別一覧表（全般的事項に関する指摘又は意見を除く）	334
IV	残高確認書の様式	339

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について

III 監査対象期間

平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)とする。ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、平成24年度予算についても参考とする。

IV 特定の事件を選定した理由

平成24年4月1日現在における茨城県の出資団体は、県内法人46県外法人43合計89団体ある。(平成24年7月1日現在では、県内法人45県外法人43合計88団体となっている。)

このうち、総務部出資団体指導・行政監察室(以下「出資団体指導室」という。)が指導監督対象とする県内の出資団体(平成24年7月1日現在45団体)に対する平成23年度末の出資額(出捐金・資本金)は22,256百万円、平成23年度中の補助金は22団体に対して5,558百万円、委託料は32団体に対して13,125百万円、貸付金実行額は6団体に対して23,983百万円、さらに茨城県は7団体に対して債務保証・損失補償を行っており、その限度額は138,483百万円にのぼる。

茨城県における財政負担が現実的になっているものに次のようなものがある。

平成22年10月に茨城県住宅供給公社が地方住宅供給公社として初めて破産処理を行い、茨城県はこれに伴い第三セクター等改革推進債380億円を発行し、これを15年間で償還することになった。財団法人茨城県開発公社に対しては経営支援補助金として平成23年度までに既に48億円余を投入し、今後も平成24年度から平成30年度までの間に76億円余を投入せざるを得ない状況である。

このように出資団体が茨城県の財政に与える影響は多大なものがある。こういった財政的な前提の下、

- 1 出資団体が茨城県の財政に与える影響は非常に大きい。
- 2 茨城県の包括外部監査において、一部の出資団体を監査対象としたものはあったが、出資団体全体を対象とし、また、出資団体の事業及び出資団体に対する管理・統制状況を対象とするものはなかった。
- 3 総務省は第三セクター等の抜本的改革を求めているが、茨城県の対応を確認することが必要なこと。

以下のような理由で「出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に

関する財務事務の執行について」を選定したものである。

V 外部監査の方法

1 実施した包括外部監査手続の概要

茨城県の出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について法令等に準拠し、公平かつ経済的・効率的・有効的に実施されていることを検証するため、関係法令、条例、規則及び各種関係証憑の閲覧、出資団体担当者等への質問、各出資団体へ質問、選定した出資団体についての実地監査等を行った。

なお、監査手続は原則として試査により実施している。

2 出資団体の定義と監査対象出資団体

出資団体とは県が出資している法人及び出資していないが県が人的・財政的援助を継続的に行っている法人である。（県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例）

特定の事件を選定した理由に記載の通り、出資団体の中でより多くの出資団体を対象とすることを第一優先として、現場往査を実施する対象の出資団体を 17団体とし以下の表の日程で現場往査を行った。それ以外で包括外部監査人が必要と認めた出資団体については全般統制状況を確認するための質問書及び財務分析表を徴求分析し、その出資団体の県所管課担当者とのヒアリングを実施した。

往査先	監査日				時間	監査チーム担当者
(社福)茨城県社会福祉事業団	24	10	22	月	10時～16時	植田・中村
		10	23	火	10時～16時	植田・中村
(財)茨城県環境保全事業団	24	10	29	月	10時～16時	小林・佐藤
		10	30	火	10時～16時	小林・佐藤
		10	31	水	10時～16時	小林・佐藤
(財)茨城県開発公社	24	10	30	火	10時～16時	大枝・高橋
		10	31	水	10時～16時	大枝・高橋
		11	1	木	10時～16時	大枝・高橋
		11	14	水	10時～16時	大枝・高橋
(株)茨城県中央食肉公社	24	11	1	木	10時～16時	小林・中村
		11	2	金	10時～16時	小林・中村
(公財)茨城県教育財団	24	11	5	月	10時～16時	大枝・佐藤
		11	6	火	10時～16時	大枝・佐藤
(公社)園芸いばらき振興協会	24	11	7	水	10時～16時	大枝・高橋
(財)いばらき文化振興財団	24	11	8	木	10時～16時	植田・高橋
		11	9	金	10時～16時	植田・高橋
(公財)茨城県農林振興公社	24	11	12	月	10時～16時	成島・高橋
		11	13	火	10時～16時	成島・高橋
(公財)茨城県中小企業振興公社	24	11	12	月	10時～16時	大枝・中村
		11	13	火	10時～16時	大枝・中村
茨城県土地開発公社	24	11	14	水	10時～16時	植田・佐藤
		11	15	木	10時～16時	植田・佐藤
		11	16	金	10時～16時	植田・佐藤
茨城県信用保証協会	24	11	14	水	10時～16時	小林・成島
茨城県道路公社	24	11	19	月	10時～16時	植田・中村
		11	20	火	10時～16時	植田・中村
(財)茨城県看護教育財団	24	11	19	月	10時～16時	小林・成島
		11	20	火	10時～16時	小林・成島
(株)茨城ポートオーソリティ	24	11	26	月	10時～16時	高橋・佐藤
		11	27	火	10時～16時	高橋・佐藤
茨城県漁業信用基金協会	24	11	26	月	10時～16時	大枝・植田
		11	27	火	10時～16時	大枝・植田
(公財)茨城県企業公社	24	11	27	火	10時～16時	成島・中村
		11	28	水	10時～16時	成島・中村
(公財)茨城県体育協会	24	12	3	月	10時～16時	小林・成島
		12	4	火	10時～16時	小林・成島

3 監査対象県所管課等

監査対象出資団体の所管課(下記5 主な監査手続(1)ヒアリングの実施 に記載の所管課), 県出資団体及び所管課を指導監督する出資団体指導室並びに指定管理者制度を運営管理する人事課行政管理グループを監査対象とする。但し必要に応じて他の部課にもヒアリングを実施する。

4 監査要点

(1) 出資団体の事業

収支と財務健全性は確保されているか。

実施事業は設立目的に準拠しているか。

実施事業において経済性・効率性・有効性は十分考慮されているか。

組織・管理体制は十分か。

資金管理状況の合規性・経済性・効率性・有効性は充足しているか。

出資団体における過剰な流動性, 不要な積立金, 不効率的運用の正味財産の有無の検証。

県からの補助金, 委託料の用途の合規性・経済性・効率性・有効性・公平性は充足しているか。

人件費に関する事務の執行の合規性・経済性・効率性・有効性は充足しているか。

物品の購入, 委託費の支出等の合規性・経済性・効率性・有効性は充足しているか。

資産の管理についての合規性・経済性・効率性・有効性は充足しているか。

(2) 出資団体に対する管理

出資団体に関する管理・統制システムの整備運用状況の確認

出資団体所管課による出資団体指導・管理の十分性はどうか。

指定管理者に関するモニタリングシステムの十分性はどうか。

(3) 出資団体との契約等

出資団体への県職員の派遣等, 県退職者の出資団体への就職に関する合規性・経済性・効率性・有効性は充足しているか。

補助金の支出に関する合規性・経済性・効率性・有効性・公平性は充足しているか。

補助金の用途についての出資団体の実績報告に対する管理の十分性は充足しているか。

委託料の支出に関する合規性・経済性・効率性・有効性・公平性は充足しているか。

指定管理者契約についての合規性・経済性・効率性・有効性は充足しているか。

5 主な監査手続

(1) ヒアリングの実施

平成 24年 9月 5日(水)出資団体往査の前に出資団体指導室及び出資団体指導所管課に対して以下のヒアリングを実施し、監査に必要な情報、資料を入手し、説明を受けた。

出資団体往査の後、以下の日程で出資団体指導室及び出資団体指導所管課、指定管理者制度所管課に対して、出資団体に対する管理システム及び県と出資団体との契約、指定管理者制度の整備運用状況等についてのヒアリングを実施し、必要な情報、資料を入手し、合规性・経済性・効率性・有効性・公平性についての検討を行った。(出資団体に対する管理、出資団体との契約等に関する手続)

日時		所管課等名 (出資団体名)	所管課等名 (出資団体名)
11月 29日 (木)	9 :00~ 10:30	地域計画課 (財)グリーンふるさと振興機構)	事業推進課 (財)茨城県開発公社)
	10:30~ 12:00	-	
	13:00~ 16:00	障害福祉課 (社福)茨城県社会福祉事業団)	生活文化課 (財)いばらき文化振興財団)
11月 30日 (金)	9 :00~ 10:30	科学技術振興課 (財)茨城県科学技術振興財団)	廃棄物対策課 (財)茨城県環境保全事業団)
	10:30~ 12:00	薬務課 (財)いばらき腎バンク)	
	13:00~ 16:00	医療対策課 (財)茨城県看護教育財団)	畜産課 (株)茨城県中央食肉公社)
12月 3日 (月)	9 :00~ 10:30	国際課 (公財)茨城県国際交流協会)	産業政策課 (公財)茨城県中小企業振興公社)
	10:30~ 12:00	消防安全課 (公財)茨城県消防協会)	
	13:00~ 14:30	企画課 (鹿島臨海鉄道株)	漁政課 (茨城県漁業信用基金協会)
	14:30~ 16:00	組織犯罪対策課 (公財)茨城県暴力追放推進センター)	
12月 4日 (火)	9 :00~ 10:30	産業政策課 (株)ひたちなかテクノセンター)	農業経営課 (公財)茨城県農林振興公社)
	10:30~ 12:00	林政課 (株)いばらき森林サービス)	
	13:00~ 14:30	農地整備課 (公財)那珂川沿岸土地改良基金協会)	水産振興課 (財)茨城県栽培漁業協会)
	14:30~ 16:00	検査指導課 (財)茨城県建設技術管理センター)	港湾課 (鹿島埠頭株)
12月 5日 (水)	9 :00~ 12:00	港湾課 (株)茨城ポートオーソリティ)	道路建設課 (茨城県道路公社)
	13:00~ 16:00	都市計画課 (茨城県土地開発公社)	企業局総務課 (公財)茨城県企業公社)
12月 6日 (木)	9 :00~ 12:00	教育庁総務課 (公財)茨城県教育財団)	保健体育課 (公財)茨城県体育協会)
	13:00~ 14:30	出資団体指導室	人事課
	14:30~ 16:00		-

(2) 現場視察（出資団体に対する手続）

出資団体に往査するに際して必要と認められた場合事業所、営業所、工場等の現況を視察

(3) 予算・中長期計画書の入手、閲覧（出資団体に対する手続）

(4) 全般統制状況についての確認のため質問書、財務分析表の作成、発送

（出資団体に対する手続）

(5) 役員会議及びその他検討会議録の閲覧、分析（出資団体に対する手続）

理事会、評議員会、取締役会、その他検討会議等の議事録の閲覧、役員出席率の分析

(6) 役職員の構成、県職員派遣、県退職者派遣の員数、待遇に関する調査（出資団体に対する手続）

(7) その他従業員の待遇に関する調査（出資団体に対する手続）

(8) 諸規程類の整備状況の確認（出資団体に対する手続）

(9) 決算処理（出資団体に対する手続）

決算処理及び決算書の適正性に関する検証

(10) 財務分析（出資団体に対する手続）

過去3期の決算の比較分析

(11) 固定資産（出資団体に対する手続）

固定資産の稼働状況、利用状況に関する資料収集、現場視察、実査

(12) 現金預金、借入金、債務保証・損失補償（出資団体に対する手続）

現金及び預金通帳、証書の往査日における実査、残高証明書による直接確認

(13) 諸契約についての規程準拠性の検証（出資団体に対する手続）

(14) 出資団体指導室の経営評価書閲覧

(15) 出資団体関係に関する検討委員会等資料閲覧

(16) 第6次茨城県行財政改革大綱の閲覧

(17) 外部監査チームによる検討

VI 外部監査の実施時期

平成 24年 7月 13日から平成 25年 1月 31日まで

VII 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	小林保弘
包括外部監査人補助者	公認会計士	大枝 宏
	公認会計士	成島 徹
	公認会計士	中村岳広
	公認会計士	佐藤朋樹
	公認会計士	高橋博之
	公認会計士	植田幹郎

VIII 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人並びに補助者は、次の点を除き、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

包括外部監査人小林保弘は平成 24年 4月 1日現在において鹿島都市開発(株)の会計監査人であるため、出資団体である同社は包括外部監査の対象としない。

(注)

・報告書文中、指摘は地方自治法 252条の37第5項監査の結果であり、意見は地方自治法 252条の38第2項監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

・報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。

第2 茨城県及び出資団体の現状と出資団体改革の方向

1 出資団体が与える県財政への影響

1 茨城県の財政の現状

(1) 平成23年度財政指標の状況

・平成23年度財政指標の状況

(単位：%)

財政力指数		経常収支比率		実質公債費比率		一人あたり地方債残高(千円)	
1東京都	0.96085	1愛知県	102.5	1北海道	23.1	1島根県	1,395
2愛知県	0.93440	2兵庫県	100.1	2徳島県	21.4	2徳島県	1,198
3神奈川県	0.91292	3三重県	97.1	3岐阜県	19.7	3秋田県	1,191
4千葉県	0.75227	3鹿児島県	97.1	4兵庫県	19.5	4新潟県	1,183
5埼玉県	0.74039	5大阪府	97.0	5富山県	18.9	5岩手県	1,162
6大阪府	0.71815	6埼玉県	96.9	6大阪府	18.4	6山梨県	1,142
7静岡県	0.67798	7群馬県	96.7	7青森県	18.0	7鳥取県	1,126
8茨城県	0.60344	8青森県	96.2	8岩手県	17.6	8福井県	1,115
9兵庫県	0.58789	9長崎県	95.8	9福井県	17.5	9富山県	1,081
10福岡県	0.57609	10北海道	95.7	10石川県	17.3	10高知県	1,075
11京都府	0.57038	11京都府	95.4	11新潟県	17.2	11北海道	1,058
12栃木県	0.55945	12東京都	95.2	12宮城県	17.1	12石川県	1,056
13群馬県	0.55408	13福島県	95.0	13鹿児島県	17.0	13山形県	1,004
14広島県	0.55396	13神奈川県	95.0	14山梨県	16.8	14鹿児島県	972
15三重県	0.54604	15静岡県	94.9	15滋賀県	16.1	15青森県	959
16滋賀県	0.53564	15福岡県	94.9	16島根県	16.0	16宮城県	925
17宮城県	0.50519	17千葉県	94.7	16大分県	16.0	17和歌山県	893
18岐阜県	0.49305	17石川県	94.7	18宮城県	15.5	18山口県	879
19岡山県	0.47999	19高知県	94.5	18香川県	15.5	19大分県	870
20香川県	0.44550	19大分県	94.5	18愛媛県	15.5	20長崎県	836
21石川県	0.44541	21徳島県	94.2	18高知県	15.5	21香川県	832
22長野県	0.43749	22山形県	93.8	22熊本県	15.4	22佐賀県	828
23富山県	0.43635	22福井県	93.8	23静岡県	15.3	23熊本県	787
24福島県	0.41819	22滋賀県	93.8	23福岡県	15.3	24奈良県	773
25山口県	0.40584	25新潟県	93.7	25秋田県	15.2	25兵庫県	751
26奈良県	0.40335	26富山県	93.6	25長野県	15.2	26長野県	732
27愛媛県	0.38813	26岐阜県	93.6	27愛知県	14.9	27滋賀県	728
28新潟県	0.38665	28岩手県	93.5	27山口県	14.9	28広島県	717
29北海道	0.38271	29宮城県	93.3	29岡山県	14.6	29愛媛県	699
30福井県	0.37801	29宮城県	93.3	30山形県	14.4	30岡山県	692
31山梨県	0.37580	31熊本県	93.1	30福島県	14.4	31岐阜県	691
32熊本県	0.35605	32長野県	92.8	32茨城県	14.2	32茨城県	683
33大分県	0.34049	33香川県	92.7	33京都府	14.2	33静岡県	679
34和歌山県	0.31466	34和歌山県	92.6	34佐賀県	14.2	34宮城県	677
35佐賀県	0.31442	35山梨県	92.5	35長崎県	14.2	35福島県	675
36山形県	0.31420	36沖縄県	92.2	36広島県	14.0	36三重県	673
37青森県	0.30706	37岡山県	92.1	37埼玉県	13.7	37京都府	660
38宮城県	0.30082	38山口県	92.0	38三重県	13.6	38愛知県	637
39岩手県	0.29558	39奈良県	91.7	39鳥取県	12.6	39大阪府	623
40長崎県	0.29417	40茨城県	91.6	40和歌山県	12.4	40福岡県	608
41徳島県	0.29351	41佐賀県	91.1	41奈良県	11.6	41群馬県	559
42鹿児島県	0.28819	42栃木県	91.0	42群馬県	11.4	42栃木県	541
43沖縄県	0.28688	43広島県	90.9	42千葉県	11.4	43埼玉県	488
44秋田県	0.27527	44愛媛県	90.1	44栃木県	11.3	44沖縄県	481
45鳥取県	0.25720	45秋田県	89.9	45沖縄県	11.0	45東京都	455
46高知県	0.23277	46島根県	89.7	46神奈川県	10.3	46千葉県	450
47島根県	0.22923	47鳥取県	88.8	47東京都	1.5	47神奈川県	394
平均(東京除)	0.45446	平均(東京除)	93.9	平均(東京除)	15.4	平均(東京除)	830
平均	0.46524	平均	93.9	平均	15.1	平均(加重)	822

平均：平均(加重)の項目以外は、単純平均である。

普通会計決算の状況である。

静岡県全国調査結果より

茨城県の普通会計決算の財政指標の状況は上記の通りである。

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。(茨城県の公営企業会計とは水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業)

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額(地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額)に対する基準財政収入額(標準的に収入しうると考えられる地方税等)の割合で、1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去 3カ年平均})$$

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)にどの程度充当されているかという、経常的経費に充当された一般財源額の経常一般財源総額に対する割合であり、この数値が高い程、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示している。

$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} - \text{減税補てん債} - \text{臨財債}} \times 100(\%)$$

臨財債とは平成13年度から平成18年度までの間に限り、地方公共団体の財源不足に対処するために発行される地方債。臨時財政対策債。

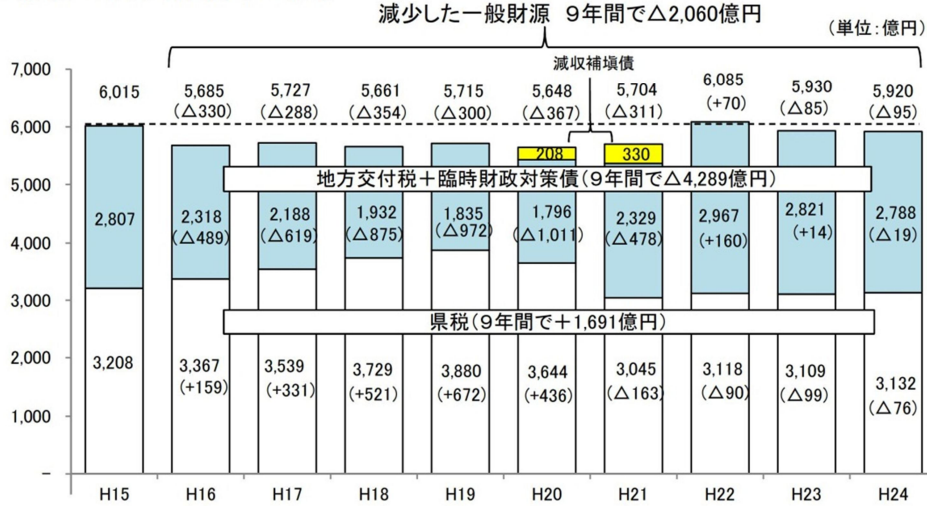
実質公債費比率

地方公共団体の歳入に対する債務返済の割合を示す。(過去3カ年平均)18%以上だと新たな借金をするために国の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

(2) 茨城県財政の概況

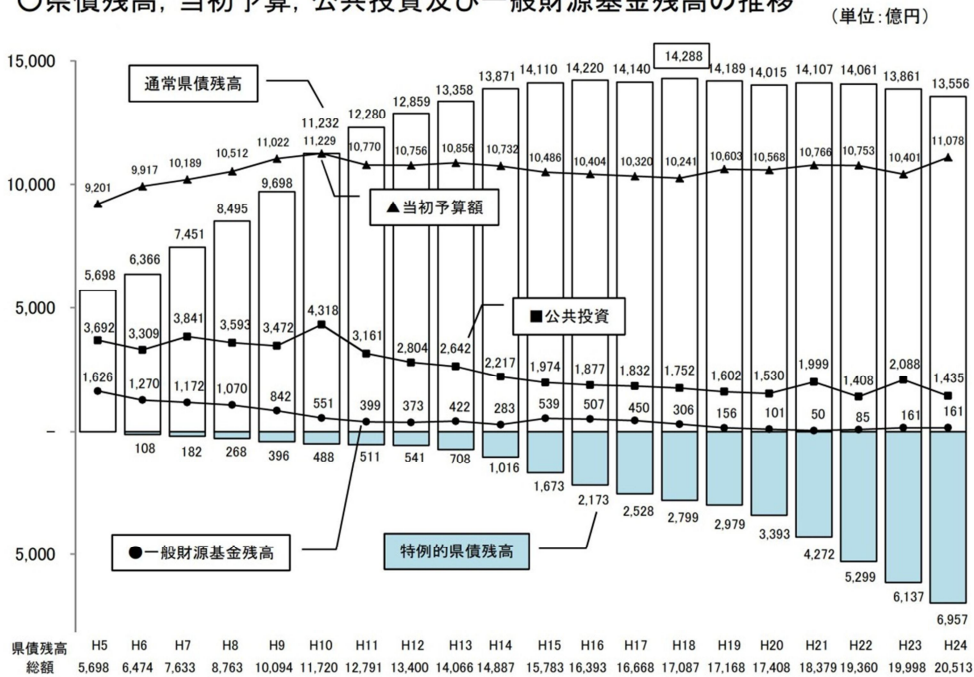
本県財政の概況

○ 県税・地方交付税等の推移



(注) H15～H23は決算額, H24は当初予算額。
 「県税」は地方消費税清算後かつ税源移譲分を除き, 地方法人特別譲与税を含む。
 「地方交付税」は震災関連の特別交付税を除く。

○ 県債残高, 当初予算, 公共投資及び一般財源基金残高の推移



(注) 1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は, H23までは決算額, H24は9月補正後予算額。
 2 「公共投資」は, H23までは最終予算額, H24は当初予算額。
 3 「特例的県債」は, 地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や, 減収補填債など。
 4 「通常県債」は, 公共投資に充てた県債や, 退職手当債, 第三セクター等改革推進債など。

三位一体改革により、平成 16年度から実質的な地方交付税の急激かつ大幅な削減が行われ、9年間で約 2000億円の一般財源が減少し、一方で人件費・扶助費・公債費などの義務的経費は削減できず、結果として県債残高は 2兆円（普通会計のみ）に達し財政の硬直化は改善されていない。

(3) 平成 23年度決算に基づく健全化判断比率の状況

平成 23年度決算に基づく健全化判断比率の状況

【12/28確報値】

(単位：%)

	実質赤字 比率		連結実質 赤字比率		実質公債費 比率		将来負担 比率
1 北海道	-	1 北海道	-	1 北海道	23.1	1 28 兵庫	351.7
2 青森	-	2 青森	-	2 36 徳島	21.4	2 1 北海道	334.8
3 岩手	-	3 岩手	-	3 21 岐阜	19.7	3 15 新潟	281.5
4 宮城	-	4 宮城	-	4 28 兵庫	19.5	4 8 茨城	276.2
5 秋田	-	5 秋田	-	5 16 富山	18.9	5 16 富山	270.5
6 山形	-	6 山形	-	6 27 大阪	18.4	6 34 広島	260.4
7 福島	-	7 福島	-	7 2 青森	18.0	7 3 岩手	260.1
8 茨城	-	8 茨城	-	8 3 岩手	17.6	8 40 福岡	257.3
9 栃木	-	9 栃木	-	9 18 福井	17.5	9 23 愛知	256.7
10 群馬	-	10 群馬	-	10 17 石川	17.3	10 26 京都	255.6
11 埼玉	-	11 埼玉	-	11 15 新潟	17.2	11 27 大阪	254.7
12 千葉	-	12 千葉	-	12 45 宮崎	17.1	12 4 宮城	253.8
13 東京	-	13 東京	-	13 46 鹿児島	17.0	13 22 静岡	248.2
14 神奈川	-	14 神奈川	-	14 19 山梨	16.8	14 6 山形	242.0
15 新潟	-	15 新潟	-	15 25 滋賀	16.1	15 46 鹿児島	240.2
16 富山	-	16 富山	-	16 32 島根	16.0	16 17 石川	239.7
17 石川	-	17 石川	-	16 44 大分	16.0	17 5 秋田	237.3
18 福井	-	18 福井	-	18 4 宮城	15.5	18 33 岡山	230.7
19 山梨	-	19 山梨	-	18 37 香川	15.5	19 25 滋賀	229.4
20 長野	-	20 長野	-	18 38 愛媛	15.5	20 11 埼玉	228.7
21 岐阜	-	21 岐阜	-	18 39 高知	15.5	21 36 徳島	228.5
22 静岡	-	22 静岡	-	22 43 熊本	15.4	22 35 山口	227.1
23 愛知	-	23 愛知	-	23 22 静岡	15.3	23 19 山梨	223.6
24 三重	-	24 三重	-	23 40 福岡	15.3	24 21 岐阜	218.5
25 滋賀	-	25 滋賀	-	25 5 秋田	15.2	25 43 熊本	211.3
26 京都	-	26 京都	-	25 20 長野	15.2	26 29 奈良	208.3
27 大阪	-	27 大阪	-	27 23 愛知	14.9	27 37 香川	206.9
28 兵庫	-	28 兵庫	-	27 35 山口	14.9	28 18 福井	204.6
29 奈良	-	29 奈良	-	29 33 岡山	14.6	29 12 千葉	202.5
30 和歌山	-	30 和歌山	-	30 6 山形	14.4	30 20 長野	200.1
31 鳥取	-	31 鳥取	-	30 7 福島	14.4	31 24 三重	197.9
32 島根	-	32 島根	-	32 8 茨城	14.2	32 2 青森	195.0
33 岡山	-	33 岡山	-	32 26 京都	14.2	33 30 和歌山	189.3
34 広島	-	34 広島	-	32 41 佐賀	14.2	34 44 大分	188.4
35 山口	-	35 山口	-	32 42 長崎	14.2	35 42 長崎	185.9
36 徳島	-	36 徳島	-	36 34 広島	14.0	36 14 神奈川	185.1
37 香川	-	37 香川	-	37 11 埼玉	13.7	37 38 愛媛	183.5
38 愛媛	-	38 愛媛	-	38 24 三重	13.6	38 32 島根	183.4
39 高知	-	39 高知	-	39 31 鳥取	12.6	39 10 群馬	177.0
40 福岡	-	40 福岡	-	40 30 和歌山	12.4	40 7 福島	166.2
41 佐賀	-	41 佐賀	-	41 29 奈良	11.6	41 39 高知	165.3
42 長崎	-	42 長崎	-	42 10 群馬	11.4	42 45 宮崎	160.2
43 熊本	-	43 熊本	-	42 12 千葉	11.4	43 9 栃木	146.0
44 大分	-	44 大分	-	44 9 栃木	11.3	44 41 佐賀	130.8
45 宮崎	-	45 宮崎	-	45 47 沖縄	11.0	45 31 鳥取	123.3
46 鹿児島	-	46 鹿児島	-	46 14 神奈川	10.3	46 13 東京	92.7
47 沖縄	-	47 沖縄	-	47 13 東京	1.5	47 47 沖縄	91.2
加重平均	-	加重平均	-	加重平均	13.9	加重平均	217.5
(参考)単純平均	-	(参考)単純平均	-	(参考)単純平均	15.1	(参考)単純平均	214.9

地方公共団体は健全化判断基準のいずれかが早期健全化基準である場合には、当該健全化判断基準を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を定めなければならない。

健全化判断基準の早期健全化基準は以下の通り

実質赤字比率	道府県	3.75%
連結実質赤字比率	道府県	8.75%
実質公債費比率	都道府県	25%
将来負担比率	都道府県	400%

全都道府県とも早期健全化基準に該当していないが、茨城県では次表の通り将来負担比率が全国で4番目に悪い。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額} - \text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100\%$$

標準財政規模とは地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税

このように特に将来負担比率については計画的な改善が求められている。

2 将来に対する負担とその対策

(1) 今後の財政収支見通し及び財源確保目標額

茨城県は財政健全化目標として、上記財政健全化判断基準の改善、県債（特例的県債除き）の縮減、プライマリーバランスの黒字化、県債管理基金からの繰替運用の縮減を目指すとして次の財政収支見通し及び財源確保目標額を設定している。

平成24年3月

財政収支見通し及び財源確保目標額

(1) H28までの財政収支見通し (単位：億円)

区分	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
歳入					
一般財源	6,923	6,850	6,870	6,890	6,920
・県税等	3,626	3,650	3,710	3,770	3,840
・地方交付税	1,866	1,750	1,720	1,680	1,640
・臨時財政対策債	1,008	1,000	990	980	970
・地方譲与税等	423	450	450	460	470
国庫支出金	1,159	1,070	1,050	1,050	1,040
県債(臨時財政対策債を除く)	612	650	690	660	450
・うち行政改革推進債等	71	130	190	200	30
その他歳入	2,384	1,440	1,400	1,360	1,330
計 (A)	11,078	10,010	10,010	9,960	9,740
歳出					
義務的な経費	5,920	6,040	6,130	6,200	6,220
・人件費(退職手当除き)	2,975	3,000	2,990	2,990	2,990
・退職手当	345	340	360	390	400
・社会保障関係費	1,175	1,200	1,230	1,250	1,280
・公債費	1,425	1,500	1,550	1,570	1,550
投資的経費	1,435	1,280	1,230	1,160	1,060
補助費等	1,660	1,450	1,430	1,430	1,420
その他歳出	2,063	1,400	1,360	1,300	1,290
計 (B)	11,078	10,170	10,150	10,090	9,990
歳入不足額 (A - B)	(△ 190)	△ 160	△ 140	△ 130	△ 250

(注) H24の歳入不足額欄()書きは、財源確保対策を講じる前の不足額

(2) 財源確保の目標額 (一般財源ベース) (単位：億円)

区分	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
歳入不足額 (A)	△ 190	△ 160	△ 140	△ 130	△ 250
歳出改革					
人件費の抑制	37	14	11	12	25
公共投資の縮減・重点化	13	13	13	13	13
事務事業の見直し	44	46	41	42	45
小計 (B)	94	73	65	67	83
歳入確保					
自主財源の確保	11	14	12	11	14
特別会計等資金の活用	5	3	3	2	3
その他財源対策	-	-	-	-	100
小計 (C)	16	17	15	13	117
財源確保額 (B)+(C) (D)	110	90	80	80	200
財源不足額 (A)+(D) (E)	△ 80	△ 70	△ 60	△ 50	△ 50

(注) H24財源不足額80億円については、緊急避難的措置として県債管理基金から借入(繰替運用)を計上

【参考】県債残高・プライマリーバランスの推移見込 (単位：億円)

区分	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
県債残高	20,101	20,594	21,021	21,443	21,805	21,972
うち特例的県債を除く県債残高	13,958	13,631	13,254	12,898	12,520	12,006
プライマリーバランス	△ 461	△ 275	△ 210	△ 187	△ 121	△ 5
臨時財政対策債を除くプライマリーバランス	551	733	789	806	859	969

【参考】県債管理基金からの借入(繰替運用)の状況 (単位：億円)

	H 21	H 22	H 23	H 24
繰替運用額	190	110	60	80

(注) H21～H23の繰替運用は3月補正で解消し、実施していない。

(2) 保有土地等に係る実質的な将来負担への対策

茨城県の平成 23年度将来負担比率 276.2%のうち約 30%は保有土地に係るものである。そのため保有土地の処分推進を図り、平成 41年度までに現在の保有土地に係る将来負担額を解消するべく次のような対策を講じるとしている。

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策

	H21	H22	H23	H24～26	H27～31	H32～36	H37～41
対策額	241億円	253億円	353億円	100億円程度/年 (H24:104億円)	同左	同左	10～100億円程度/年
それぞれの期末の実質的な将来負担見込残高	1,890億円程度	1,650億円程度	1,320億円程度	1,100億円程度(H26末)	600億円程度(H31末)	200億円程度(H36末)	一億円程度(H41末)

【各事業の対策内容】 表側()書きは実質的な将来負担額

	H18～21	H22	H23	H24～26	H27～31	H32～36	H37～41
1. 住宅供給公社 (H23末: 355億円)	経営支援補助金(H18債務超過対策) <46億円/年> ●低価格評価損及び分譲等損失に対する支援 <9億円/年>	住宅供給公社の解散に伴う三セク改革推進債の活用(発行額: 381億円) →元利償還金の返済 <25～28億円/年>					
2. 土地開発公社 (H23末: 24億円)	経営支援補助金(H18債務超過対策) <9.7億円/年>	H21保有土地評価損					
3. 桜の郷整備事業 (H23末: 26億円)	●桜の郷委託料精算(住公) <23億円>	借入金の計画的な償還 <8.6億円/年>					
4. 開発公社 (H23末: 65億円)	経営支援補助金(～H30) 低価格導入による損失等を累積助成で支援<13～17億円/年> ●未造成工業団地の事業承継<7億円>			未造成工業団地の買取 <6～16億円/年>			
5. 公共工業団地 ※1 (H23末: 100億円)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担 (H21: 15億円, H22: 12億円, H23: 10億円, H24～41: 65億円) <1～10億円/年>			借入金の計画的な償還 (H22最終: 120億円追加, H23最終: 250億円追加) <12～15億円/年>			
6. TX沿線開発 ※2,3 (H23末: 433億円)	●県債管理基金の活用 <100億円>(最終)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担(H22: 19億円, H23: 17億円, H24～41: 208億円) <1～18億円/年>					
7. 港湾(臨海土地造成) (H23末: 250億円)		上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金を一般会計で負担(H22: 6億円, H23: 11億円, H24～39: 167億円) <4～17億円/年>					借入金の計画的な償還 (H31～38: 255億円) <30億円/年>
8. 阿見吉原地区 (H23末: 62億円)		上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金を一般会計で負担(H22: 1億円, H23: 1億円, H24～36: 36億円) <1～9億円/年>					借入金の計画的な償還

※1 土地収入見込額を充当可能な特定歳入として除いた額
 ※2 TX鉄道会社からの県貸付金償還金の一部(H29～37: 331億円)を活用した繰上償還を除いた額
 ※3 対策額のほか、大規模緑地等公共用地の取得(H21年度 217億円(うち最終修正: 124億円))

3 茨城県住宅供給公社の破産とその後の状況

地方住宅供給公社が破産処理を行った最初のケースとなった。

(1) 破産手続の状況

- ・破産手続開始申立（平成 22年 9月 28日）
- ・破産手続開始決定（平成 22年 10月 8日）
- ・債権者集会の開催（平成 24年 12月 1日現在では6回開催されている）

(2) 破産処理スキーム

総務大臣に対して第三セクター等改革推進債（三セク債）の起債許可 381億円を得てこれを財源として金融機関等に損失補償を実行し、茨城県住宅供給公社は金融機関等から債務免責を受けた。

(3) 今後は保有土地売却、公共施設の移管、団地住民への対応にあたる。

4 指導監督対象出資団体の県内県外法人の状況

平成 24年 4月 1日現在

区 分	出 資 法 人					援助法人	合計
	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法人	学校法人		
県内法人	24	-	6	15	-	1	46
県外法人	28	6	5	3	1	-	43
計	52	6	11	18	1	1	89

（注）援助法人：出資法人以外で県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの

注 1 指導監督対象の県内法人数は上記のようにH 24.4.1現在では 46法人であったが、次表の 5 県内出資団体の決算・補助金等状況等一覧ではH 24.7.1現在であるので 1法人減少して、45法人になっている。

注 2 上記の内県外法人は決算書類の徴求、情報の収集を行っているが、実際の指導監督対象はH 24.4.1現在出資法人等指導監督基準に別記される 46法人である。（この表の出資法人等の記載はこの包括外部監査報告書では「出資団体」という。）

5 県内出資団体の決算・補助金等状況等一覧(平成 24年 7月 1日現在)

(単位:千円)

番号	団体名	出資状況			H23 決算状況		H23 補助金等状況			債務保証・損失補償限度額(百万円)	債務超過額(百万円)
		出資総額	県出資額	県出資比率(%)	当期損益(正味財産増減額)	累積損益(正味財産期末残高)	補助金	委託料	貸付金(実行額)		
1	(株)茨城放送	660,000	119,160	18.1%	11,010	479,465		64,992			
2	(財)茨城県青少年協会	50,100	50,000	99.8%	668	59,528		43,513			
3	鹿島臨海鉄道(株)	1,226,000	350,000	28.5%	68,499	309,741	931,730	3,570			
4	(財)グリーンふるさと振興機構	927,000	634,404	68.4%	6,860	958,649	26,278	19,252			
5	(財)茨城県開発公社	90,000	50,000	55.6%	2,696,649	5,027,589	1,527,240	227,533	13,471,773	106,300	
6	鹿島都市開発(株)	1,480,800	693,000	46.8%	132,660	7,192,598		658,536			5,712
7	(財)茨城県科学技術振興財団	35,400	34,700	98.0%	18,492	534,107	25,843	26,969			
8	(財)つくば都市振興財団	597,600	100,000	16.7%	1,792	645,470					
9	筑波都市整備(株)	2,340,000	364,041	15.6%	75,266	712,574		264,690			
10	(財)いばらき文化振興財団	30,000	30,000	100.0%	169,957	2,446,234	63,288	218,293			
11	(公財)茨城県国際交流協会	491,400	300,000	61.1%	3,614	572,138	52,583	15,283			
12	(公財)茨城県消防協会	317,930	116,400	36.6%	35	332,688	13,890	3,150			
13	(財)茨城県環境保全事業団	768,274	768,274	100.0%	817,987	4,640,628			700,000		
14	鹿島共同再資源化センター(株)	3,308,000	500,000	15.1%	149,693	1,238,027					
15	(財)茨城県看護教育財団	1,000,000	750,000	75.0%	5,467	1,803,219	18,502				
16	(社)茨城県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0%	34,457	562,796	60,487	3,041,530			
17	(財)いばらき腎バンク	417,826	281,288	67.3%	1,384	426,921					
18	茨城県信用保証協会	29,158,115	3,809,437	13.1%	2,388,388	40,662,115	1,005,548			13,104	
19	(公財)茨城県中小企業振興公社	35,000	35,000	100.0%	33,233	298,915	239,101	42,446	395,730	2,136	
20	(株)つくば研究支援センター	2,800,000	513,350	18.3%	9,459	132,566		55,926			
21	(株)ひたちなかテクノセンター	100,000	41,202	41.2%	35,503	40,520		53,735			
22	(株)いばらきIT人材開発センター	858,000	100,000	11.7%	2,652	308,626		39,002			
23	つくば国際貨物ターミナル(株)	282,000	60,000	21.3%	25,872	93,019					
24	(財)茨城カウンセリングセンター	106,757	10,000	9.4%	154	120,317	3,000	784			
25	(公社)園芸いばらき振興協会				3,885	188,449	215,366	13,616			
26	(株)茨城県中央食肉公社	1,900,550	538,320	28.3%	26,850	471,939	1,400		460,000		
27	(公財)茨城県農林振興公社	15,000	15,000	100.0%	1,282	2,809,827	217,361	281,462		700	
28	茨城県農業信用基金協会	4,352,650	694,980	16.0%	158,910	6,178,132	386				
29	(株)いばらき森林サービス	200,000	100,000	50.0%	6,154	10,370	3,997	62,880			
30	茨城県漁業信用基金協会	877,150	282,850	32.2%	57,460	1,414,543	73			43	
31	(財)茨城県栽培漁業協会	126,750	55,950	44.1%	2,976	186,830	7,032	41,602			
32	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	600,000	300,000	50.0%	230,531	4,965,127	6,223				
33	(一財)茨城県建設技術公社	74,175	10,000	13.5%	385,320	1,922,334		1,340,440			
34	(財)茨城県建設技術管理センター	112,000	28,000	25.0%	67,869	1,850,624		19,893			
35	茨城県道路公社	10,039,800	8,308,800	82.8%	1,757	73,757		158,666	423,000	4,200	
36	鹿島埠頭(株)	300,000	150,000	50.0%	81,611	612,963		102,718			
37	日立埠頭(株)	270,500	46,700	17.3%	968,633	648,191					
38	日立港木材倉庫(株)	100,000	9,000	9.0%	9,408	17,340					
39	(株)茨城ポートオーソリティ	2,947,800	1,561,326	53.0%	163,897	636,900		331,927			
40	茨城県土地開発公社	30,000	30,000	100.0%	1,126,092	2,413,461	972,000	2,871,332	8,533,107	12,000	2,383
41	(公財)茨城県企業公社	40,000	30,000	75.0%	260	122,122		1,199,591			
42	(公財)茨城県教育財団	10,000	10,000	100.0%	44,187	384,732		1,498,260			
43	(公財)茨城県体育協会	69,282	35,234	50.9%	26,893	196,652	167,587	419,204			
44	(公財)茨城県防犯協会	148,071	30,000	20.3%	1,471	154,648		1,608			
45	(公財)茨城県暴力追放推進センター	804,311	300,000	37.3%	44,255	863,092		3,513			
合計		70,108,241	22,256,416	31.7%	7,567,722	67,837,687	5,558,915	13,125,916	23,983,610	138,483	8,095

II 出資団体の改革の方向

第6次茨城県行財政改革大綱の改革プログラムは県庁改革・財政構造改革・分権改革と並んで出資団体改革をあげている。その具体的な進め方が次のように示されている。

1 出資団体のあり方の抜本的見直し

(1) 法人改革の推進

県出資団体等調査特別委員会からの提言(平成22年9月)における下記の削減目標の達成に向け取り組む。

項目	平成21年度	目標(平成25年度)
県出資団体数	55団体	40団体程度(15団体) *平成29年度には30団体程度まで削減
県派遣職員数	261人	130人程度(131人)
補助金・委託料・貸付金合計額 (公社対策分を除く)	約300億円	150億円程度(150億円)

(2) 公益法人制度改革等による見直し

県出捐(出資)の是非など県関与のあり方を見直す。特例民法法人については、公益法人制度改革に基づく移行の方向性を踏まえ、県関与の必要性を検証し、出捐金相当額の県への寄附の要請を検討。会社法法人については、県出資の必要性・効果を検証し、県保有株式の譲渡を検討する。

2 経営健全化の推進

(1) 経営改革の推進

県出資割合や県行政との関係を踏まえ、出資団体への県の指導のあり方を見直す。

経営評価制度により出資団体の課題等を明確にし、必要な指導を行うなど、出資団体の経営健全化に取り組む。

改革工程表の進行管理を徹底する。

重点的な取り組みを行う精査団体について経営改革を進める。

財団法人茨城県開発公社については、改革プラン(平成21年10月)に基づき経営支援を行い、支援策実施後には自立化できるよう指導を徹底する。

出資団体が保有する土地の早期処分に取り組み、その処分状況を公表する。

業務の見直し等により職員数の削減等に努める。

組織の活性化を図るため、経営状況や職員の業績が適正に反映されるよう給与体系のあり方

について見直す。

指定管理者となっている出資団体について、管理コストの低減、組織のスリム化、企画力やサービスの質の向上等に努めるよう指導する。

(2) 経営責任の明確化

経営者の職務権限や責任について明確化を図るとともに、代表者が非常勤の出資団体に対しては、可能な限り常勤化を促進し、意思決定の自立化・迅速化に取り組む。

民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化等を図る観点から、業務に精通した民間人を登用するとともに、理事長等への民間人の登用も検討する。

出資団体の組織の効率化の観点から、職員の能力開発を一層推進し、内部登用を拡大する。効率的な運営及び健全な財務状況を確保し得る出資団体にあつては、その自立的経営を推進するため、独自の人材確保に取り組む。

精査団体及び準精査団体については、改革工程表に明記された「改革遂行責任者」が確実に改革を進めるよう指導する。

(3) 情報公開の推進

経営評価結果を公表するとともに、県と出資団体との随意契約や指定管理の状況などを公表する。また、出資団体情報の提供方法等については見直しを行う。

3 出資団体への県関与の見直し

(1) 人的関与の見直し

県職員の派遣については、県と出資団体との役割分担や出資団体の自立的経営を促進する観点から縮減を進める。

知事・副知事の代表兼職については、事業内容等により、県として積極的に関与する必要がある出資団体を除き解消する。

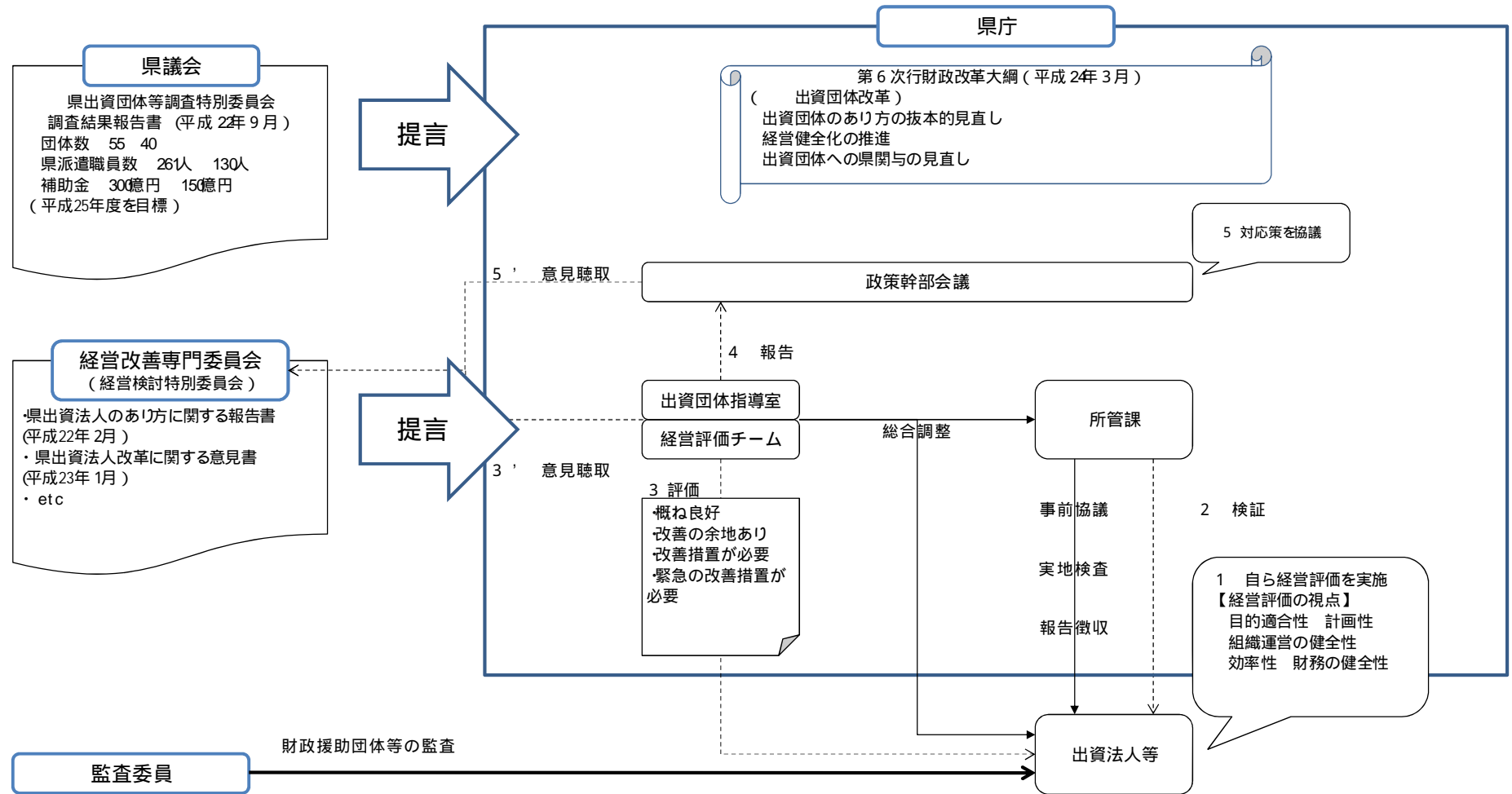
県退職者の常勤役員への就任については、出資団体の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限定する。

(2) 財政的関与の見直し

補助金・委託料等については、事業の必要性、妥当性及び効果等の観点から縮減を進めていく。出資団体の資金調達に係る金融機関に対する損失補償等について、限度額の計画的な引き下げを進める。

第3 出資団体の管理体制

I 現在までの管理体制



破線 (----)と算用数字は「茨城県出資法人等経営評価システム」における作業の流れを表している

11 所管課の管理指導体制

出資団体の指導監督は当該法人を所管する所管課が行うものとする。所管課は所管する出資団体に対し設立の趣旨にそった適正な運営について常に適切な指導をするように努めなければならない。(出資法人等指導監督基準第4)そして次の管理をする。(出資法人等指導監督基準第5～10)

- 1 出資団体に適正な運営を図るための必要な諸規程を整備させる。
- 2 計画的・安定的経営の確立のため、中(長)期経営計画を定めさせる。
- 3 指導監督の実施

(1) 出資団体に対して次の事項について事前協議させる。

事務管理に関すること。
組織、人事管理に関すること。
事業管理に関すること。
財務管理に関すること。

(2) 出資団体に対して次の事項の報告をさせる。

総会又は理事会の会議結果
主要な事業の進捗状況(半年末)
各事業年度の決算書
監事の行う監査結果及び講じた措置状況
重要な事項に係る事務

(3) 年1回以上関係職員を出資団体の事務所に立ち入らせ、帳簿その他必要な物件の提示を求め、事務、組織、人事、事業及び財務の状況について実地検査を行う。

III 所管課一覧表

	団体名	所管課
1	(株)茨城放送	知事直轄広報広聴課
2	(財)茨城県青少年協会	知事直轄女性青少年課
3	鹿島臨海鉄道(株)	企画部企画課
4	(財)グリーンふるさと振興機構	企画部地域計画課
5	(財)茨城県開発公社	企画部事業推進課
6	鹿島都市開発(株)	〃
7	(財)茨城県科学技術振興財団	企画部科学技術振興課
8	(財)つくば都市振興財団	企画部つくば地域振興課
9	筑波都市整備(株)	〃
10	(財)いばらき文化振興財団	生活環境部生活文化課
11	(公財)茨城県国際交流協会	生活環境部国際課
12	(公財)茨城県消防協会	生活環境部消防安全課
13	(財)茨城県環境保全事業団	生活環境部廃棄物対策課
14	鹿島共同再資源化センター(株)	〃
15	(財)茨城県看護教育財団	保健福祉部医療対策課
16	(社福)茨城県社会福祉事業団	保健福祉部障害福祉課
17	(財)いばらき腎バンク	保健福祉部薬務課
18	茨城県信用保証協会	商工労働部産業政策課
19	(公財)茨城県中小企業振興公社	〃
20	(株)つくば研究支援センター	〃
21	(株)ひたちなかテクノセンター	〃
22	(株)いばらきIT人材開発センター	商工労働部産業技術課
23	つくば国際貨物ターミナル(株)	商工労働部中小企業課
24	(財)茨城カウンセリングセンター	商工労働部労働政策課
25	(公社)園芸いばらき振興協会	農林水産部産地振興課
26	(株)茨城県中央食肉公社	農林水産部畜産課
27	(公財)茨城県農林振興公社	農林水産部農業経営課
28	茨城県農業信用基金協会	〃
29	(株)いばらき森林サービス	農林水産部林政課
30	茨城県漁業信用基金協会	農林水産部漁政課
31	(財)茨城県栽培漁業協会	農林水産部水産振興課
32	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	農林水産部農地局農地整備課
33	(一財)茨城県建設技術公社	土木部検査指導課
34	(財)茨城県建設技術管理センター	〃
35	茨城県道路公社	土木部道路建設課

	団体名	所管課
36	鹿島埠頭 (株)	土木部港湾課
37	日立埠頭 (株)	〃
38	日立港木材倉庫 (株)	〃
39	(株)茨城ポートオーソリティ	〃
40	茨城県土地開発公社	土木部都市局都市計画課 (企画部つくば地域振興課)
41	(公財)茨城県企業公社	企業局総務課
42	(公財)茨城県教育財団	教育庁総務課
43	(公財)茨城県体育協会	教育庁保健体育課
44	(公財)茨城県防犯協会	警察本部生活安全部生活安全総務課
45	(公財)茨城県暴力追放推進センター	警察本部刑事部組織犯罪対策課

IV 出資団体指導・行政監察室

出資団体指導・行政監察室の運営の基本

現在の厳しい経済・財政状況の中にあつて、県行政を補完する出資法人等が設立目的に沿った的確なサービスを提供するとともに、自律性を高め、採算性重視を旨とした健全で効率的な経営を推進していけるよう出資法人等に対し適切な指導等を行う。

また、必要に応じて監察を実施することにより、県行政の適正かつ効率的な執行及び県職員の服務規律の確立を図るものとする。

室の組織と分掌事務

出資団体指導監 (兼)	首席指導監 (兼)	指導監 (兼)	出資団体の指導監督に関すること。
行政監察監	首席監察監	監察監	監察に関すること。 外部監査制度(契約)に関すること。

室の事業体系

出資団体指導監督

出資団体の指導

出資団体の経営状況等の評価
出資団体の統廃合・業務の見直しに係る総合調整
出資団体に対する財政的・人的援助の総合調整
出資団体の新規設立に係る事前調整

監察

監察の実施
外部監査制度(契約)

主要事務事業の概要

事業名	事業の概要							
1. 出資団体指導監督	(1) 指導監督対象出資団体の状況 (H24.4.1現在)							
	区分	出資法人					援助法人	合計
		財団法人	社団法人	特殊法人	会社法人	学校法人		
	県内法人	24	-	6	15	-	1	46
	県外法人	28	6	5	3	1	-	43
計	52	6	11	18	1	1	89	
(注) 援助法人：出資法人以外で県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの								

事業名	事業の概要
<p>2 . 監察の実施</p> <p>3 . 外部監査</p>	<p>(2) 条例に基づく指導監督等 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成 15 年茨城県条例第 3 号）」に基づき、出資法人等に対する指導監督の統一性の確保と事業の効率的・効果的な実施を図る。</p> <p>出資団体の自立的な運営等に配慮した指導監督</p> <p>ア 運営に関する助言等 効率的・効果的な事業運営、適正な財務運営、積極的な情報公開等が行われるよう助言、指導又は勧告を行う。</p> <p>イ 経営評価 県の出資割合が 2 分の 1 以上かつ収入総額及び支出総額が 1 億円を超える法人等に対し、事業の実施状況、経営状況等に基づく評価結果を踏まえて、経営の健全化など必要な措置を講ずるよう求める。評価結果については、議会に報告するとともに公表する。</p> <p>県出資団体等調査特別委員会の提言を踏まえた取組み 出資団体数や人的・財政的関与の削減目標達成に向け、団体の廃止や統合などの視点で見直しを行うとともに、精査（準精査）団体等の改革工程表の取組内容が確実に実施されるよう進行管理の徹底を図る。</p> <p>第 6 次行財政改革大綱に基づく指導監督 出資団体改革における推進事項が確実に実施されるよう進行管理や指導監督を行う。</p> <p>県出資団体等経営改善専門委員会の運営 経営評価結果等を踏まえ経営改善等の検討が必要な団体について意見等を聴取するとともに、出資団体改革に向けた取組状況の進行管理を行う。 (財)茨城県開発公社については、経営改革に関する意見書を踏まえ取組状況の検証を行う。</p> <p>県行政の適正かつ効率的な執行及び県職員の服務規律の確立を図ることを目的とし、必要に応じて監察を実施する。 また、公益通報者保護法に基づく公益通報及び相談に係る窓口としての役割を果たす。</p> <p>外部監査契約の締結や監査結果報告に基づく改善措置の取りまとめなど、外部監査制度の運用を行う。</p>

出資団体指導室に対する指摘又は意見

1 出資法人等指導実施要領第9（給与等）について

【意見】

同要領第9第1項で「役職員に支給する給与の種類及び基準は、当該法人の経営状況その他の事情を考慮し、原則として次の範囲内において定めるものとする。」としているが、(3)の「職員の給与」では県出資法人等の職員の給与では給料表は、「茨城県の一般職員に適用される給料表の例によるものとする。」といった文言になっている。これはあたかも出資団体の職員の待遇について県職員の給与に準拠することを認めたような表現である。

第6次茨城県行財政改革大綱の出資団体改革の中で「組織の活性化を」図るため、経営状況や職員の業績が適正に反映されるよう給与体系のあり方について、見直しを図ります。」としていることからすると、当該実施要領の記載について検討を必要とする。

2 実地検査に関する所管課に対する指導

【意見】

所管課は出資法人等指導監督基準第10に基づき出資団体に対して実地検査を行っているが、今回の包括外部監査において多数の指摘・意見が出されたことを踏まえれば、実地検査が十分に行われたとは言い難い。従って、出資団体指導室は、実地検査がより効率的になるよう結果について検証すべきである。

V 指定管理者制度に係る体制（人事課等）

住民福祉の増進を目的として住民の利用に供するため設置される公の施設については、出資団体が指定管理者としての指定を受けているケースが比較的多い。

各施設の所管課は、当該施設の設置目的や性質等を考慮し、県民サービスを図るため効率的かつ効果的な管理方法について、指定管理者制度の導入の可否を含め検討を行い、指定管理者制度を導入する際には、地方自治法に基づき設置及び管理に関する条例を定め、指定管理者の公募や選定等の手続きを行っている。

また、総務部人事課は、指定管理者制度全般を所管し、指定管理者制度の運用にあたり、全庁的に共通的な対応を図る必要がある事項（指定管理者の選定手続き等）について「指定管理者制度実施要領」や「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の実施に係る基本方針」等を定め、制度の統一性を図るほか、所管課において効率的かつ効果的に制度が運用されるよう、各課と調整を行っている。

「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の実施に係る基本方針」によれば、指定管理者制度導入施設において、協定書に定めたとおりに業務が履行されているか、良質なサービスが提供されているかなどをモニタリング（把握・確認）するとともに、管理運営状況について評価を行う（FDCAサイクルの構築）ことにより、公の施設として、より効率的・効果的な管理運営及び利用者へのサービスの向上を図ることとされている。

具体的には、指定管理者は、より効率的・効果的な管理運営及び利用者へのサービス向上を図るため、利用者のニーズを把握・確認する（モニタリング）。また、県施設所管課は、指定管理者による施設の管理運営状況について、協定書及び管理指標（目標）に定めたとおりに業務が履行されているかなどを把握・確認し（モニタリング）、指定管理者の管理運営状況（目標達成状況）について適切であったかなどを判断する（評価）。

モニタリングと評価の実施内容は次のとおりである。

	事項	実施主体	実施時期	備考
モニタリング	利用者満足度調査	指定管理者	随時	自己評価実施、改善計画作成
	事業報告書	指定管理者	年度終了後	自己評価実施
	業務報告	指定管理者	定期又は随時	
	現地確認 指導	施設所管課	定期又は随時	
	管理業務の履行確認	施設所管課	定期又は随時	
評価	管理運営状況の評価	施設所管課	年度終了後	評価結果を公表

（県資料より）

第4 全般的事項に関する指摘又は意見

1 出資団体の職員に対する待遇

以下の表にあるように、基準を確認した27団体のうち22団体で出資団体の職員の給与の基準が県職員の給与の基準(原則として茨城県の一般職職員の例の範囲内とする基準)に準拠している。

従来から、県派遣の職員と同じ職場で勤務をしているということで、このような制度が許されてきたものであろうが、県職員はその待遇を受けようとする採用基準により採用されたものであり、そうでない者に同様の待遇を保証する事は合理的ではないし、根拠がない。

出資団体が県の業務の一端を担っているとしても、出資団体職員が県職員と同じ待遇を受ける根拠にはならない。

出資団体の業務は県の仕事を行うわけでなく、県ではできにくい公益目的事業を経済的・効率的・効果的に遂行するもので、明確な公益目的が存在し、その成果も明確に出る場合が多い。決算上も収支や損益が明確に算出される。

収支や損益を反映しないところの県職員に準拠した給与体系は出資団体の業務にそぐわない場合もあると考えられるし、実際多額の補助金等が投下されていて、業績不振でも県準拠の給与や退職金が支払われている場合がある。この待遇による影響は結果として県財政の負担になる。

なお、一部には県準拠という待遇の体系は同じであるものの、収支、損益を配慮して給与を決定すべきであるという県知事名の所管課起案文書があることが確認されていて、そのケースでは県の基準より若干低い給与で採用した事例はある。

【意見】

県職員に準拠した給与体系ではなく、出資団体が経営状況その他の事情を考慮して給与体系を構築すべきと考えられる。また、その制度構築に至る過程においても、現行制度上でも県職員との制度運用の違いを明確にすることが望まれる。所管課、出資団体指導室は、この点を指導していくべきである。

【意見】

今後の出資団体職員の給与体系については、自身の業績、経営計画等に沿って適正、効率的な給与体系を取り入れて作成していくべきである。県は第6次茨城県行財政改革大綱「出資団体改革2 経営健全化の推進」経営改革の推進において「組織の活性化を図るため、経営状況や職員の業績が適正に反映されるよう給与体系のあり方について、見直しを図ります。」としているから、これと合致している。出資団体の職員の給与体系の見直しに注力すべきである。所管課、出資団体指導室はこの点を指導していくべきである。

< 県の基準に準拠 >

1	(財)茨城県開発公社	12	茨城県漁業信用基金協会
2	(財)茨城県科学技術振興財団	13	(財)茨城県栽培漁業協会
3	(財)いばらき文化振興財団	14	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会
4	(公財)茨城県国際交流協会	15	(財)茨城県建設技術管理センター
5	(公財)茨城県消防協会	16	茨城県道路公社
6	(財)茨城県環境保全事業団	17	(株)茨城ポートオーソリティ
7	(財)茨城県看護教育財団	18	茨城県土地開発公社
8	(社福)茨城県社会福祉事業団	19	(公財)茨城県企業公社
9	(財)いばらき腎バンク	20	(公財)茨城県教育財団
10	(公財)茨城県中小企業振興公社	21	(公財)茨城県体育協会
11	(公財)茨城県農林振興公社	22	(公財)茨城県暴力追放推進センター

< 独自の基準 >

1	鹿島臨海鉄道(株)	4	(株)いばらき森林サービス
2	(株)ひたちなかテクノセンター	5	鹿島埠頭(株)
3	(株)茨城県中央食肉公社		

参考：茨城県 HP に掲載されている茨城県職員のデータ（出資団体職員のデータではない）
平成 24 年 3 月 30 日の「茨城県の給与・定員管理等の公表」資料による県職員の平均給与年額，
平均給与月額，退職手当の状況を示すと次のようである。

県職員の平均給与費（給料，職員手当，期末・勤勉手当）年額（退職手当含まず）
一人当たり給与費年額 7,177 千円（都道府県平均 7,098 千円）
（平成 22 年度普通会計決算による）

職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在一般行政職）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
茨城県	43.1 歳	341,906 円	421,802 円	374,580 円
国	42.3 歳	327,205 円	-	397,723 円
都道府県平均	43.7 歳	339,183 円	425,668 円	380,235 円

（注）1 「平均給料月額」とは，平成 23 年 4 月 1 日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また，「平均給与月額（国ベース）」は，国家公務員の平均給与月額には，時間外勤務手当，特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから，比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものの。

退職手当（平成 23年 4月 1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.5月分	30.55月分
勤続 25年	33.5月分	41.34月分
勤続 35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額	1,903千円	27,421千円

注：退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

II 出資団体における余剰資金（埋蔵金）等の検討

【意見】

県の財政は平成 23年度で将来負担比率が 47都道府県中悪い方から 4番目ということで、将来の資金繰りが厳しい状態である。

従って出資団体で過剰流動性（流動比率が非常に高く必要な運転資金を大きく超える現預金がある場合）や特定の支出を目的としない積立金、不必要になった県からの借入金その他県に還流できる資金があれば、県は返還を求めるべきであり、かつ返還されたものによっては、有効に活用しなければならない。普段から県の関係部署はそれに十分目を光らせておかなければならない。

平成 23年度末 団体名	積立金		借入金		検討要すべき金額
	計上勘定科目	金額	計上勘定科目	金額	
(公財)茨城県体育協会	財政調整積立預金	34,802			34,802
(株)茨城県中央食肉公社			県からの借入金	460,000	460,000
(公財)茨城県教育財団	財政調整積立預金	247,832			247,832
(財)いばらき文化振興財団	財政調整積立金	258,755			258,755
鹿島埠頭(株)			県からの借入金	480,000	480,000
合計		541,389		940,000	1,481,389

【意見】

財団法人あるいは公益財団法人についてはその基本財産については資金運用以外使用できないことになっている。しかしながら、この制度自体がこの長期にわたる超低金利時代においては全く機能していない。基本財産収入は殆ど期待できない状態になっていて財源にはならない状態である。以下の基金についても同様のことがいえる。一方、県にすれば、このような資金が還流するものであれば、十分活用することができる可能性がある。

下表に示す出捐等（基本財産・資本金・基金）については、県として、その活用可能性の検討が望まれる。

出捐等そのものの必要性や県関与の必要性の 2 つの観点から県財政への返還等を十分検討すべきである。なお、この場合、出資団体の財務の健全性（処分方法、処分財産、処分額の検討）、出資団体の事業の継続性等を十分検討の上行うべきであることはいうまでもない。

団体名	(単位:千円)	
	基本財産・資本金・基金	県の出捐等
(基本財産・資本金)		
(財)茨城県看護教育財団	1,000,000	750,000
(公財)茨城県国際交流協会	491,400	300,000
(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	600,000	300,000
財 いばらき腎バンク	417,825	281,288
鹿島埠頭(株)	300,000	150,000
(株)いばらき森林サービス	200,000	100,000
(基金)		
(公財)茨城県農林振興公社		2,282,575
合計		4,163,863

III 出資団体に対する貸付金の過少表示

【意見】

以下に示す3出資団体に対する茨城県の当該貸付金は平成24年3月31日決算日には無く、平成24年4月1日に発生する。これは、茨城県が3出資団体に対して短期の貸付をしているが、3月末日決算日には出資団体が金融機関から2日あるいは土曜日・日曜日の状態によっては3日だけ融資を受ける、いわゆるオーバーナイト借入を行って結果として茨城県のこの出資団体に対する貸付金は期末日にはない。しかしそのオーバーナイトを除いた期間は貸付金が存在するというものである。このような処理をすることは茨城県側の事情であって出資団体では借入金残高は変わらない。茨城県の貸付金が期末日だけ存在しなくなる訳で実質的には次の金額が存在する。(金融機関からのオーバーナイト分の借入金利息は出資団体が負担している。)

(財)茨城県開発公社	12,767,654,363円
茨城県土地開発公社	8,306,112,958円
(株)茨城県中央食肉公社	<u>460,000,000円</u>
	21,533,767,321円

この点、総務省は平成21年6月23日付「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」の公的支援の考え方で「第三セクター等に対する短期貸付を反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。」としている。

このような実態は歳出歳入決算書を歪め、財産に関する調書も債権の額を実質的に同額少なく表示することになる。財政実態を歪めることになるので、期末日だけのこのような取引は行うべきでなく、利息も本来払う必要の無いものである。

IV 出捐比率算定の見直し

茨城県は茨城県信用保証協会に対する出捐比率を 13.1%と算定している。これは茨城県出捐金 3,809,437千円を茨城県信用保証協会の基本財産 29,158,115千円で除したものであり、この算定方式は、他県でも採用されている事例がある。

茨城県信用保証協会では、茨城県信用保証協会定款第 8 条第 2 項の規定に基づき、収支の剰余の一定額を基本財産に繰り入れているが、この場合、上記の算定方式では、県の出捐額が変わらないにも関わらず、出捐比率が相対的に低下することになり、出捐の実態が正しく表されない。出捐部分のみで出捐比率を算定すべきである。

なお、信用保証協会法第 30 条では、解散時に残余財産がある場合は、出捐者に対し、出捐の額を限度として出捐割合に応じて残余財産を分配することを定めている。

また、監査委員監査の対象となる出資団体については、地方自治法 199 条第 7 項の規定により、包括外部監査の対象となる出資団体については、同法 252 条の 37 第 4 項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定により定められており、いずれも同法施行令第 140 条の 7 第 1 項の規定に基づき出資比率 25% 以上の出資団体を対象としている。一方、出資比率が 25% 未満の出資団体については、県が財政的援助を与えている場合など、他の要件に該当する場合にのみ、その該当する部分について監査できることとなっており、監査範囲が制限されている。仮に、茨城県信用保証協会の出捐比率を出捐金のみの比率で算定すると、茨城県の出捐金 3,809,437 千円に対して出捐金総額は 8,850,438 千円であるから、出捐比率 43.0%（現在 13.1%）となる。

【意見】

茨城県では、出資団体（会社法法人以外）に対する出捐比率を当該出資団体の基本財産に占める県出捐金の割合で一律に算定しているが、茨城県信用保証協会のように出資団体が自ら生み出した剰余金を基本財産に組み入れている場合、このような算定方式では、県の出捐額が変わらないにも関わらず、県の出捐比率が相対的に低下することになり、出捐の実態が正しく表されない。

県は、出資団体の状況に応じて、出捐比率を適正に算定すべきである。

V 指定管理者制度における問題

(1) 指定管理者候補者選定にあたっての県派遣職員人件費の取扱い

出資団体において施設の指定管理業務に携わる職員に県からの派遣職員が含まれる場合がある。出資団体に派遣されている県職員の給与については、出資団体が全額負担するケースと、給料・期末手当等（実績給以外）は県が負担し、時間外勤務手当等（実績給）は出資団体が負担するケースとがある。

【意見】

県派遣職員の給料・期末手当等（実績給以外）を県が負担するケースについて、県負担分の人件費が指定管理者応募時の支出計画に含められなければ、他の応募者との公平性を欠くこととなる。

県派遣職員の人件費負担の見直しは平成 22 年 10 月から実施されており、今後の指定管理者選定においては、応募出資団体に県負担分の人件費も考慮して収支計画を作成・提出させ、公平性を確保する必要があり、そのための工夫として、例えば、指定管理者募集要項等において注意喚起する

ことが考えられる。

(2) 一者応募の問題

指定管理者の選定にあたり、公募方式を採用しているものの、応募団体が出資団体1団体のみ的事例がある。また、指定管理者制度導入時には応募団体が複数あったものの、2期目以降となった現在においては、応募団体が出資団体1団体に減少した事例がある。

【意見】

1団体の応募では、必ずしも競争原理が働かず、公募の意図する意味が薄められてしまう。また、応募がない場合、施設運営に支障が生じることとなる。

応募者が僅少となった場合には、その理由の調査・検討を行い、今後の指定管理者の募集方法や損益構造等の見直しに生かしていくことが必要と考える。

(3) 指定管理者候補者選定委員会議事録

施設所管課は指定管理者候補者選定にあたり選定委員会を開催しているが、その議事録が作成されていない事例がある。

総務部人事課は、指定管理者制度全般を所管し、指定管理者制度の運用にあたり、全庁的に共通的な対応を図る必要がある事項（指定管理者の選定手続き等）について「指定管理者制度実施要領」や「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の実施に係る基本方針」等を定め、制度の統一性を図るなどの役割を担っている。

【意見】

県が出資団体を指定管理者とする理由について県民は一般に高い関心を抱いており、また、選定委員会の議事内容は選定過程の重要な部分である。選定について合理的な説明が可能となるよう選定委員会の議事録で明らかにしておく必要がある。また、指定管理者制度全般を所管する総務部人事課は、議事録作成のルール化の検討を含め、施設所管課に議事録の作成を徹底させる必要がある。

(4) 指定管理事業の計画実績比較分析

総務部人事課が策定した「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の実施に係る基本方針」に基づき、指定管理者の管理運営状況の適切性について指定管理者及び施設所管課はモニタリング及び評価を実施している。

【意見】

出資団体が指定管理事業についての計画と実績の比較分析が不十分な事例がある。また、施設所管課もそのモニタリングが不十分な事例がある。

出資団体は指定管理者として計画実績の比較分析を適切に実施すべきであり、施設所管課もそのモニタリングを適切に行う必要がある。

VI 中長期経営計画における収支計画の不存在

【意見】

今回の包括外部監査においては何らかの形において中長期計画を策定している出資団体が多かったが、そのほとんどで収支計画あるいは損益計画については策定されていなかった。

出資団体の事業は中長期的視野によつての経営政策によつて運営されるべきであつて、その場合の収支計画あるいは損益計画はその重要な要素であり、その計画の欠如は計画の成果を計るために必須なものであるから作成することを指導すべきである。

VII 県派遣役職員・県退職者 駐在員の関与の状況

以下の表は、県から対象とした出資団体に派遣されている県派遣職員（県派遣）、県退職職員（県退職）が、理事・取締役（以下、理事等）、監事・監査役（以下、監事等）及び職員・従業員（以下、職員）でどのような割合を占めているか集計したものである。

対象とした出資団体については、県退職者の常勤理事等に占める割合が69%となつており、出資団体の常勤理事の過半数が県退職者で占められている点が特徴としてあげられる。また、県退職者の管理職の割合が9%であり、県退職者は、管理職として採用されている。以上のことから、県退職職員が出資団体の上級役職である役員・管理職として、出資団体に再就職している状況が見て取れる。

また、以下の表に記載したとおり、駐在員がいる出資団体がある。

（注）駐在員とは、所管課勤務として人事発令をうけるが、業務は出資団体で行う者。

【意見】

出資団体の活性化のためには、県から独立して運営されていくことが必要であり、出資団体に対する県派遣職員の削減は当然に求められるものと思われるが、上記に記載したとおり、上級役職の役員・管理職には、県退職者を採用している状況が見て取れる。

各出資団体においては、その独自の運営のため、ただ徒に県の退職者を受け入れるのではなく、外部人材やプロパー職員を含め適任者を広く登用することが求められる。

【意見】

県では、「第6次茨城県行政財政改革大綱 出資団体改革 1 出資団体のあり方の抜本的な見直し 法人改革の推進」において、県出資団体等調査特別委員会の提言における削減目標にある県派遣職員数の削減に取り組む旨を表明している。

出資団体においては、県からの派遣職員は削減されている傾向が見てとれる。

しかしながら、複数の出資団体において駐在員が存在している。駐在員は、県派遣職員を減らすという出資団体改革の趣旨にそぐわず、出資団体の改革工程表の目標である派遣職員の減少に向けて出資団体への県職員派遣人数を減少させるために駐在員という制度を利用していると捉えられても仕方がない。出資団体の自立性、自主性の観点から、派遣職員及び駐在員の必要性を再検討すべきである。

平成 23年度末における県派遣職員及び県退職職員の割合

		平均			1 鹿島臨海鉄道 (株)			2 (財)グリーンふるさと振興機構			3 (財)茨城県開発公社			4 (財)茨城県科学技術振興財団			5 (財)いばらき文化振興財団			
		県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	
		役員	常勤理事等	1%	6%	7%	0%	3%	3%	0%	0%	0%	0%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	0%
	非常勤理事等	19%	3%	21%	18%	0%	18%	9%	0%	9%	14%	0%	14%	20%	0%	20%	10%	10%	20%	
	理事計	19%	13%	28%	12%	12%	24%	8%	0%	8%	11%	22%	33%	27%	0%	27%	8%	25%	33%	
	常勤監事等	0%	4%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	非常勤監事等	19%	18%	34%	50%	0%	50%	0%	0%	0%	50%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	
	監事計	19%	20%	39%	33%	0%	33%	0%	0%	0%	50%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	
	計	19%	13%	29%	19%	10%	29%	7%	0%	7%	18%	18%	36%	23%	0%	23%	7%	29%	36%	
職員	管理職	28%	9%	37%	7%	0%	7%	50%	0%	50%	0%	0%	1%	50%	25%	75%	10%	0%	10%	
	一般職	22%	0%	22%	0%	0%	0%	22%	0%	22%	0%	0%	0%	50%	0%	50%	2%	0%	2%	
	嘱託・臨時職員等	0%	7%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	計	14%	3%	17%	1%	0%	1%	25%	0%	25%	3%	1%	4%	12%	4%	15%	2%	0%	2%	
駐在員の有無					0			0			2			0			0			

		6 (公財)茨城県国際交流協会			7 (公財)茨城県消防協会			8 (財)茨城県環境保全事業団			9 (財)茨城県看護教育財団			10 (社福)茨城県社会福祉事業団			11 (財)いばらき腎バンク		
		県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計
		役員	常勤理事等	0%	100%	100%	0%	100%	100%	50%	50%	100%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%
	非常勤理事等	9%	0%	9%	0%	0%	0%	11%	0%	11%	11%	11%	22%	20%	40%	60%	11%	0%	11%
	理事計	4%	4%	9%	0%	3%	3%	18%	9%	27%	11%	11%	22%	14%	43%	57%	11%	0%	11%
	常勤監事等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	非常勤監事等	50%	50%	100%	0%	0%	0%	50%	50%	100%	50%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	監事計	50%	50%	100%	0%	0%	0%	50%	50%	100%	50%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	計	8%	8%	18%	0%	3%	3%	23%	15%	38%	18%	9%	27%	11%	33%	44%	10%	0%	10%
職員	管理職	50%	0%	50%	0%	0%	0%	67%	33%	100%	33%	33%	67%	7%	0%	7%	0%	0%	0%
	一般職	33%	0%	33%	100%	0%	100%	38%	0%	38%	33%	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	嘱託・臨時職員等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	57%	57%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	計	8%	0%	8%	50%	0%	50%	28%	28%	56%	29%	7%	36%	1%	0%	1%	0%	0%	0%
駐在員の有無					0			0			1			0			0		

		12 (公財)茨城県中小企業振興公社			13 (株)ひたちなかテクノセンター			14 (株)茨城県中央食肉公社			15 (公財)茨城県農林振興公社			16 (株)いばらき森林サービス			17 茨城県漁業信用基金協会		
		県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計
		役員	常勤理事等	0%	100%	100%	0%	50%	50%	0%	50%	50%	0%	100%	100%	0%	100%	100%	100%
	非常勤理事等	25%	0%	25%	12%	0%	12%	13%	6%	19%	8%	0%	8%	17%	0%	17%	11%	0%	11%
	理事計	22%	11%	33%	11%	5%	16%	11%	11%	22%	8%	24%	29%	14%	14%	29%	20%	0%	20%
	常勤監事等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	非常勤監事等	0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	監事計	0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%	33%	33%	0%	33%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	計	18%	18%	36%	10%	5%	15%	10%	14%	24%	5%	25%	30%	11%	11%	22%	17%	0%	17%
職員	管理職	7%	7%	14%	75%	0%	75%	0%	0%	0%	60%	0%	60%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	一般職	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	44%	0%	44%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	嘱託・臨時職員等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	28%	28%	0%	100%	100%	0%	0%	0%
	計	2%	2%	5%	11%	0%	11%	0%	0%	0%	24%	14%	37%	0%	11%	11%	0%	0%	0%
駐在員の有無					0			0			1			0			0		

		18			19			20			21			22			23		
		(財)茨城県栽培漁業協会			(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会			(財)茨城県建設技術管理センター			茨城県道路公社			鹿島埠頭(株)			(株)茨城ポートオーソリティ		
		県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計
役員	常勤理事等	0%	100%	100%	0%	100%	100%	0%	100%	100%	0%	50%	50%	50%	50%	100%	0%	100%	100%
	非常勤理事等	19%	0%	19%	13%	0%	13%	8%	0%	8%	100%	0%	100%	25%	0%	25%	14%	0%	14%
	理事計	21%	0%	21%	11%	1%	22%	7%	14%	21%	50%	25%	75%	30%	10%	40%	13%	13%	25%
	常勤監事等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	非常勤監事等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	33%	67%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	監事計	0%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	33%	67%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
職員	計	17%	0%	17%	9%	9%	18%	12%	18%	29%	40%	40%	80%	25%	8%	33%	11%	11%	21%
	管理職	0%	0%	0%	0%	0%	0%	17%	17%	33%	20%	0%	20%	8%	0%	8%	38%	13%	50%
	一般職	22%	0%	22%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	嘱託・臨時職員等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	10%	10%
計	22%	0%	22%	0%	0%	0%	7%	2%	9%	2%	0%	2%	1%	0%	1%	7%	7%	13%	
駐在員の有無		0			0			0			0			0			0		

		24			25			26			27			28		
		茨城県土地開発公社			(公財)茨城県企業公社			(公財)茨城県教育財団			(公財)茨城県体協			(公財)茨城県果力追放推進センター		
		県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計	県派遣割合	県退職割合	関与小計
役員	常勤理事等	0%	100%	100%	0%	100%	100%	0%	100%	100%	0%	100%	100%	0%	100%	100%
	非常勤理事等	100%	0%	100%	33%	0%	33%	0%	0%	0%	3%	0%	10%	0%	0%	0%
	理事計	60%	40%	100%	29%	14%	43%	0%	25%	25%	3%	9%	13%	0%	13%	13%
	常勤監事等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	非常勤監事等	100%	0%	100%	50%	0%	50%	0%	50%	50%	0%	100%	100%	0%	0%	0%
	監事計	100%	0%	100%	50%	0%	50%	0%	50%	50%	0%	100%	100%	0%	0%	0%
職員	計	67%	33%	100%	33%	11%	44%	0%	30%	30%	3%	15%	18%	0%	0%	0%
	管理職	100%	0%	100%	0%	100%	100%	88%	13%	100%	100%	0%	100%	0%	0%	0%
	一般職	100%	0%	100%	0%	5%	5%	72%	0%	72%	70%	0%	70%	0%	0%	0%
	嘱託・臨時職員等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	4%	0%	0%	0%
計	79%	0%	79%	0%	3%	3%	40%	0%	4%	34%	2%	37%	0%	0%	0%	
駐在員の有無		0			0			0			5			0		

VIII 残高確認の手續と結果

<残高確認の定義>

残高確認は、財務諸表項目に関連する情報について、監査人が会社の取引先等の第三者に対して文書により問い合わせを行い、その回答を直接入手し評価する監査手続きである。

<残高確認状発送選定基準及び確認方式>

監査委員監査や包括外部監査については茨城県条例や地方自治法で出資割合が25%以上の出資団体について監査の実施が可能になっているため、確認手續実施対象の選定に当たっても県の出資比率25%以上の下記28出資団体とし、確認口座は全ての金融機関の口座とした。また、残高確認方式は確認項目を金融機関に記載させるブランク確認方式かつ監査人が直接確認状を発送し・回収する直接確認方式により実施した。

<確認状発送・回収結果要約>

- ・確認基準日：平成24年3月31日
- ・確認状作成数：176通
- ・確認状発送支店数：145
- ・確認状回収率：99.4%（平成25年1月31日現在）
- ・その他：茨城県の隠れ債務・債務保証・損失補償の存在に特に注意を払うため、茨城県の出資団体に対するその有無については確認依頼状本紙にて重ねて強調し金融機関への注意を喚起した。

<出資団体別確認状作成数>

出資団体名	通	出資団体名	通
鹿島臨海鉄道(株)	10	(公財)茨城県農林振興公社	2
(財)グリーンふるさと振興機構	3	(株)いばらき森林サービス	5
(財)茨城県開発公社	23	茨城県漁業信用基金協会	4
(財)茨城県科学技術振興財団	13	(財)茨城県栽培漁業協会	2
(財)いばらき文化振興財団	5	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	2
(公財)茨城県国際交流協会	2	(財)茨城県建設技術管理センター	11
(公財)茨城県消防協会	2	茨城県道路公社	1
(財)茨城県環境保全事業団	10	鹿島埠頭(株)	9
(財)茨城県看護教育財団	2	(株)茨城ポートオーソリティ	9
(社福)茨城県社会福祉事業団	9	茨城県土地開発公社	3
(財)いばらき腎バンク	4	(公財)茨城県企業公社	4
(公財)茨城県中小企業振興公社	3	(公財)茨城県教育財団	18
(株)ひたちなかテクノセンター	3	(公財)茨城県体育協会	11
(株)茨城県中央食肉公社	4	(公財)茨城県暴力追放推進センター	2
合計			176

【指摘】

確認状の発送にあたり金融機関ごと、或いは、口座ごとに異なる銀行届出印を使用している出資団体が多数発見された。届出印が複数ある場合には管理の事務手間がかかるとともに不正利用の可能性や犯罪リスクが高まる。可能な限り共通の届出印を用いるよう出資団体及び所管課に対して指導する必要がある。

第5 往査した出資団体

1 財団法人 茨城県開発公社

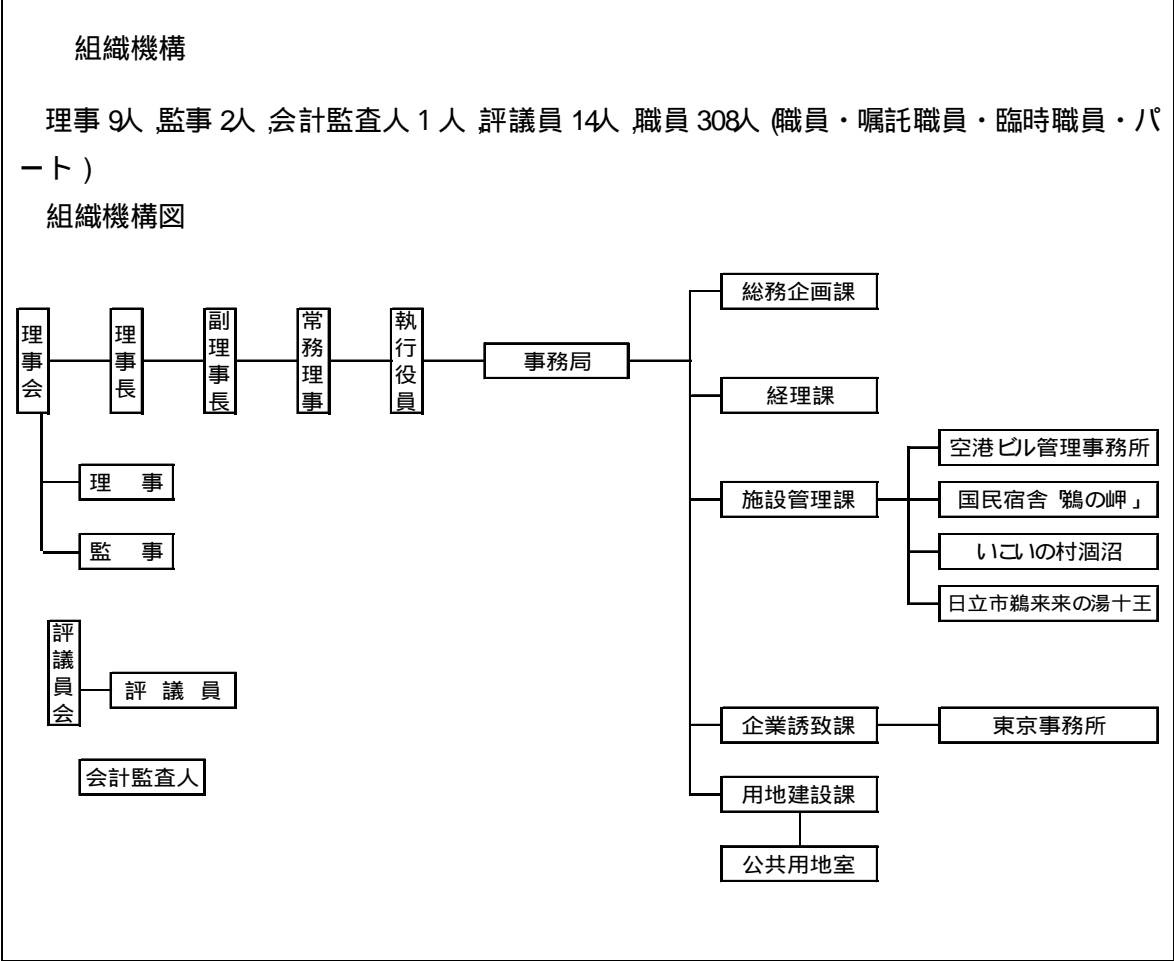
1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	・茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 2 5
設立根拠	・旧民法第 3 4 条 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 0 条
設立目的	・公社は、県の長期計画に基づき、自然資源の有効な利用をはかり、工業基盤等の開発整備による地域振興事業を推進するとともに、県民福祉に係る施設等の設置及び運営を行い豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用地の取得、造成、処分及びあっ旋 ・住宅用地その他公共用地の取得、造成、管理、処分及びあっ旋 ・福祉施設等のための土地の取得、造成、管理、処分及びあっ旋 ・自動車駐車場の建設及び運営 ・福祉施設等の建設、管理及び処分 ・建築物の建築、取得、管理及び処分 ・前各号に付帯する業務 ・その他前条に定める目的達成のため必要と認められた事業
所管部課	・企画部事業推進課
出資状況	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県 5 0 , 0 0 0 千円 5 5 . 6 % ・(財)茨城県開発公社 4 0 , 0 0 0 千円 4 4 . 4 %
設立年月日 沿革	<p>昭和 3 5 年 3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人茨城県開発公社設立 ・基本財産 5 千万円(県が全額出資) ・県の債務負担限度額を 5 億円とする ・主な業務は、工業団地の造成、住宅団地の造成、公共用地の取得とする <p>昭和 4 6 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産 9 千万円に増額(余剰金 4 千万円を基本財産に繰り入れ) <p>昭和 4 6 年 5 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立国民宿舎「鶴の岬」の管理運営を受託 <p>昭和 5 2 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城勤労者いきいの村の管理運営を受託

昭和 5 4 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・伊師浜国民休養地の管理運営を受託 ・砂沼サンビーチ竣工 ,営業開始 ・砂沼広域公園の管理を受託
昭和 5 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県から筑波西部及び筑波北部工業団地の造成工事を受託
平成 元年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県から那珂西部工業団地の用地取得及び造成工事を受託 ・県から常陸那珂工業団地の造成工事を受託
平成 5 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県から宮の郷工業団地の用地取得及び造成工事を受託
平成 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県から北浦複合工業団地の用地取得及び造成工事を受託
平成 8 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・新開発公社ビル建設を理事会において決定
平成 8 月 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県から先端総合流通センター整備事業の用地取得及び造成工事を受託
平成 9 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市谷田部にインランド・デポ施設竣工 ・県立国民宿舎「鷲の岬」新館のオープン
平成 9 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・新開発公社ビル建設工事に着手
平成 1 1 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・（茨城県）工業団地健全化基本方針について庁議決定
平成 1 1 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・開発公社ビル竣工に伴い事務所を笠原町に移転する
平成 1 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸太田合同庁舎建設工事着工 ・評議員会を設置する ・茨城県土地開発公社との管理 ,業務部門を統合する ・総務部（総務課 ,企画課 ,経理課 ,施設管理課） ,用地部（産業用地課 ,公共用地課 ,高速道路課） ,建設部（建設第一課 ,建設第二課） ,企業誘致部の 3 部 1 室制とする
平成 1 2 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・十王町温泉保養施設の管理運営を受託
平成 1 2 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・県から空港テクノパーク整備事業の用地取得及び造成工事を受託
平成 1 3 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県土地開発公社との常勤役員の一元化 ・十王町温泉保養施設のオープン（現 日立市鷲来来の湯十王）
平成 1 4 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワープステーション江戸の営業譲渡を受け営業開始
平成 1 5 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部内に施設管理局が設置される
平成 1 6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ,施設管理部 ,用地建設部の 3 部に組織編成
平成 1 7 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県より「茨城勤労者いこいの村」施設を買い取る（現いこいの村涸沼）
平成 1 7 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・用地建設部内に建設局が設置される
平成 1 8 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ,企業誘致部の 2 部に組織編成 ・総務部内に施設管理局が設置される
平成 1 9 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワープステーション江戸を公募により ,NHKエンタープライズへ貸与
平成 2 0 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致部用地建設課に土地開発公社の公共用地室が設置される ・総務部企画課内に空港ビル準備室が設置される
平成 2 1 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・開発公社支援策に基づき 10 年間の支援策が開始される ・総務部内の施設管理局を廃止し ,福祉施設課とビル管理室を統合して施設管理課とする ・砂沼サンビーチを下妻市へ譲渡する
平成 2 2 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部企画課内空港ビル準備室を空港ビル管理事務所として独立 ・茨城空港旅客ターミナルビル開業
平成 2 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部総務課と企画課を統合して総務企画課とする。
平成 2 3 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ,企業誘致部の 2 部体制を廃止して事務局体制とする。
平成 2 4 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワープステーション江戸を(株)NHKエンタープライズに売却する。

<p>公益認定・認可手続きの状況</p>	<p>・平成24年4月末に公益法人移行認定申請書を提出。現在、申請書の内容について、担当課の県総務課と調整中。平成25年4月1日より公益財団法人へ移行の予定。</p>
----------------------	---



(2) 出資団体の写真等

常陸那珂工業団地（公共）



那珂西部工業団地（公共）



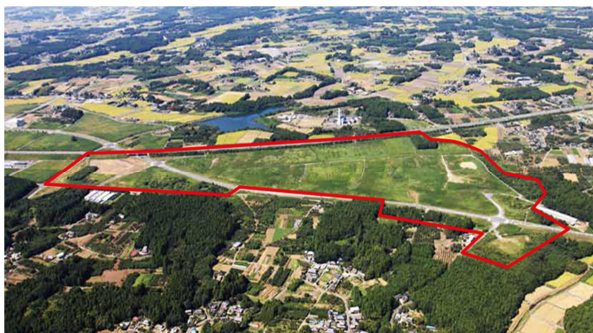
岩井幸田工業団地（公共）



筑波研究学園都市工業団地（公共）



茨城中央工業団地（公共）



北浦複合団地（公共）



総合流通センター（公共）



茨城空港テクノパーク（公共）



つくば関城工業団地（プロパー）



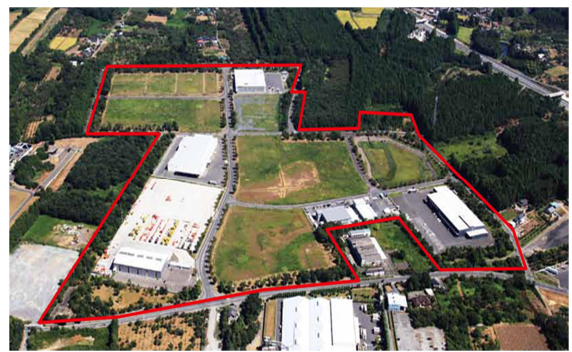
南中郷工業団地



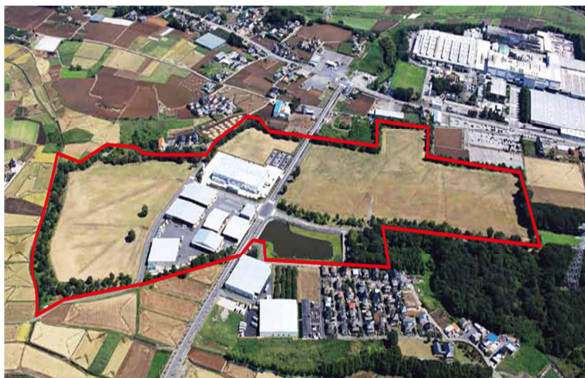
東筑波新治工業団地



茨城工業団地



つくば下妻第二工業団地



古河名崎工業団地



開発公社ビル



大町ビル

